

裁判員制度10周年記念シンポジウム



裁判員制度



～広島大学サタケメモリアルホール～

6月19日、広島大学東広島キャンパス内サタケメモリアルホールにおいて、同大学法学部と広島地方裁判所の主催で「裁判員制度10周年記念シンポジウム」を開催しました（広島地方検察庁・広島弁護士会共催）。

シンポジウムでは、同大学折橋ゼミの学生らにより裁判員法の制定経緯・裁判員裁判の実施状況・意識調査の結果等を紹介していただき、引き続いて裁判員経験者、裁判官、検察官及び弁護士らが、裁判員の参加する刑事裁判の実務を振り返ってお話しをしました。

パネルディスカッションは、学生から裁判員経験者らに対して質疑を投げかける形式で行いました。

法曹三者もパネルディスカッションに参加しました。



裁判員制度が施行されて今年で10年を迎え、これまでに広島県内では約2,000人の方に裁判員・補充裁判員を務めていただきましたが、9割以上の方が裁判員を経験して良かったという感想を持っておられます。

今回のシンポジウムに参加した裁判員経験者からも同様の感想を紹介するとともに、裁判に参加することで刑事裁判手続への理解と関心を深めることができたと言われました。

シンポジウムには、学生や大学関係者のみならず、一般市民の皆さんにも多数聴講していただきました。

今回のシンポジウムにより、来場者の皆さんに裁判員制度に対する理解と関心を深めていただき、同制度が社会を支える基盤として根付いていく機会になるように期待いたします。



シンポジウムの開催にあたり学生の皆さんに協力いただきました。



裁判所×カーポラボグッズを配布



裁判員には、20歳以上の選挙権のある方なら、原則として誰でも選ばれる可能性があります。

裁判員経験者の9割以上の方が“よい経験”だったと感じています。

“一生に一度あるかないかの経験”是非参加してみてください。



10th



裁判所
ナビゲーター
さいたん

※裁判員経験者の声など、詳しくはウェブサイトをご覧ください。

裁判員制度

で検索

お問合せ先：広島地方裁判所事務局総務課 広島市中区上八丁堀2-43 ☎082-228-0430